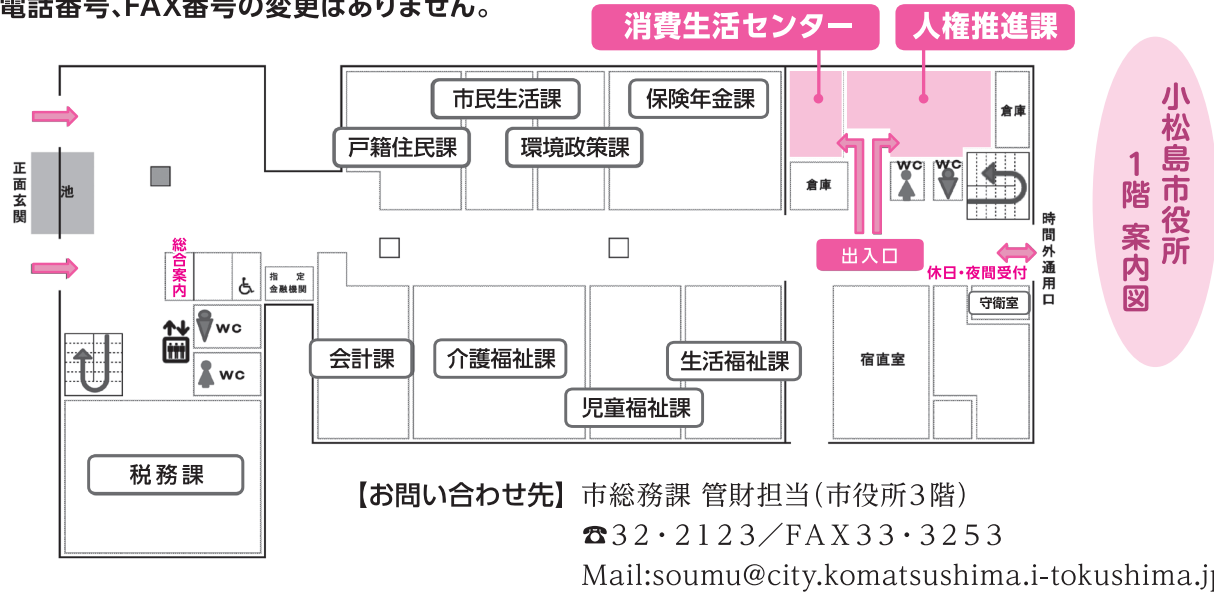


人権推進課、消費生活センター移転のお知らせ

人権推進課、消費生活センター は市役所本庁舎内に移転します。

現在の旧教育委員会庁舎での業務は10月28日(金)をもって終了し、**10月31日(月)**からは下図の市役所本庁舎内執務室(横須町1番1号)にて業務を開始します。各種手続き等にお越しの際は、お間違えのないようお願いいたします。

※電話番号、FAX番号の変更はありません。



危険なブロック塀の除却(撤去)に補助金を交付します

地震時などに倒壊等するおそれのある、危険な市内のブロック塀等について、その所有者等が除却工事(撤去工事)を行う場合に補助金を交付します。

【対象】 避難地、避難路等沿道に面したブロック塀等で指定の点検表の結果、危険と判断されたもの

【避難地】 地域防災計画に定める避難場所、避難所等

【避難路】

・建築基準法第42条の道路、第43条第2項の道路

※建築の際のいわゆる接道義務を満たす道

・地域防災計画に定める緊急輸送路 ・通学路等

対象路線かどうかお調べするのに時間を要します。ご自身のブロック塀等が当事業に該当するかどうか、事前にお電話等で市住宅課までご相談ください。

【補助金額】

補助対象経費の3分の2以内(上限66,000円)

【申込方法】 申請書類(押印必要)および右記添付書類を市住宅課までご提出ください。

【添付書類】

・付近見取り図

・ブロック塀の位置、高さ、延長および道路の幅を記載した図面(手書可)

・撤去前のブロック塀の写真

(全景および不適合箇所がわかるもの)

※要件等詳細については、お問い合わせください。

【申込期間】 11月30日(水)まで

※予定件数に達し次第受け付けを終了します。

ただし、令和5年2月28日までに工事を完了の上、実績報告書を提出する必要があります。

【お問い合わせ先】 市住宅課 (市役所2階)

☎32・2120 / FAX 32・7800

Mail:juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp